

## ヘイトスピーチに関する与党法案を修正し、 より実効的な法律を成立させることを求める声明

本年4月8日に、自民・公明両党から「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案」（以下「本法案」という。）が参議院に提出された。

ヘイトスピーチは、主に人種・民族の違いなどを理由に「殺せ」「ゴキブリ」「ガス室へ送れ」などと公道で公然と叫び、その実行を慫慂するものであり、同じ社会に暮らす隣人であるのに、人種・民族をもって差別し、劣ったもの、保護するに値しないもの、どのように扱っても構わないものという差別意識を広く蔓延させる。憲法13条が保障する、対象とされているマイノリティーの人間としての尊厳を傷つけるものであり、また、憲法14条に定める平等権を侵害するものである。そればかりか、身体生命に危害を加えるヘイトクライムへと容易に結びつき、甚だしくはジェノサイド（大量虐殺）を引き起こしかねない。これは日本における関東大震災の際の朝鮮人虐殺に限らず、諸外国にも例の見られるところである。ヘイトスピーチのもたらす害悪は極めて深刻である。

近年、日本においても公共空間におけるヘイトスピーチが猖獗を極め、対処するための法律が求められてきたところ、今般、与党が本法案をとりまとめた。いうまでもなく、人種差別・民族差別、なかでも在日コリアンに対する民族差別は日本における最大の人権問題の一つであり続けているが、人種差別撤廃条約に日本が加盟して20年以上、戦後70年以上、植民地化から100年以上を経て、人種差別・民族差別への対処を正面から課題とする法案を与党に提出させたのは、あまりに遅きに失したこととはいえ、画期的なことといえる。人種差別と闘ってきた市民、運動の成果である。

しかしながら、本法案は、少なくとも下記の諸点について修正が必要である。第一に、本法案は、ヘイトスピーチの対象となる被害者の範囲を不当に狭めるものである。本法案は、対象者を「専ら本邦の域外にある国又は地域の出身者である者又はその子孫であって適法に居住するもの」と定義する（第2条）。これでは、在留資格なく日本に滞在している、あるいは滞在の適法性を争っている外国人、また被差別部落、アイヌ、さらには琉球・沖縄などの国内の人種的・民族的少数者に対するヘイトスピーチは本法案の適用対象外となるものと考えられる。しかし、ヘイトスピーチなどの人種差別が問題なのは、上記のとおり、それが人種的・民族的属性等を理由として人を人として扱わない、人間としての価値を踏みにじるからである。そこには、滞在が適法かどうか、出身地が国内であるか国外であるかという区別を持ち込む余地はない。

次に、「不当な差別的言動」の定義（第2条）においては、「生命、身体、自由、名誉、または財産に危害を加える」場合のみならず、人種・民族の違いに基づいた、侮蔑、蔑視、悪質なデマなども含まれることを明記すべきである。

さらに、本法案は、「不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければな

らない」(第3条)と国民・市民に努力義務を課すにとどまるものである。罰則規定を設けない法律がヘイトスピーチ抑止のための実効的法規範たるためには、「違法」若しくは「禁止」の文言が明確に規定される必要がある。

加えて、本法案が地方公共団体の義務を努力義務にとどめている(第4条から第7条)点も問題である。罰則などの制裁が明示されていない上に、相談、教育、啓発活動すら努力義務でしかないのでは、やはり実効性を欠くことになりかねない。

当会は、少なくとも以上の諸点の修正について与党と野党が協議を行い、ヘイトスピーチ根絶のために、より実効的な法律を今国会において成立させることを求める。また、この法律が成立したとしても、それはあくまでも第一歩にすぎない。当会は、与野党、政府・地方自治体に対し、さらなる実効的な措置、立法等について引き続き検討することを求めるとともに、そのための努力を行っていく所存である。

2016年4月14日  
在日コリアン弁護士協会